(l)　「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

(m)　「年金基金」とは、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす者をいう。

(i)　一方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されること。

(ii)　主として、老齢年金、障害年金若しくは遺族年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを目的として運営されること。

(iii)　(ii)に規定する活動に関して取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除されること。

2　一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条　居住者

1　この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、次のものを含む。

(a)　当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体

(b)　当該一方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される年金基金

(c)　当該一方の締約国において、主として宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために設立され、かつ、運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）

ただし、一方の締約国の居住者には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。

2　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a)　当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d)　当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

4　この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。

5　この条約の適用上、

(a)　一方の締約国内から取得される所得であって、

(i)　他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者（この条約に別に定める要件を満たすものに限る。）の所得として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典（当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

(b)　一方の締約国内から取得される所得であって、

(i)　他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該団体が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、この条約に別に定める要件を満たす場合にのみ、この条約の特典（当該他方の締約国の居住者が取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

(c)　一方の締約国内から取得される所得であって、

(i)　両締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　他方の締約国及び当該団体が組織された国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者（この条約に別に定める要件を満たすものに限る。）の所得として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典（当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。ただし、当該団体が組織された国と租税に係る実効的な情報の交換に関する規定を有する条約を締結している場合に限る。

(d)　一方の締約国内から取得される所得であって、

(i)　両締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの

に対しては、この条約の特典は与えられない。

(e)　一方の締約国内から取得される所得であって、

(i)　当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの

に対しては、この条約の特典は与えられない。